

委員申し合わせについて

(趣旨)

委員長及び委員は、非常勤の一般職国家公務員として、国家公務員法等の規定を遵守するとともに、国家公務員倫理法の趣旨を斟酌する等しつつ、職務を遂行することが求められるところ、本委員会委員長及び委員として在職中、特に留意すべき事項について申し合わせを行うこととする。

主なポイント

- ・ 電気・ガス事業者等（※）及びその団体からの寄附・報酬の受領や株取引の自粛。
 - ・ 電気・ガス事業者等及びその団体の役員又は従業員との兼業の自粛。
 - ・ 委員会の職務に関する講演、要請・要望や申請内容に係る事業者等との接触についての報告。
 - ・ 機密性情報の適切な取扱いを含む情報管理等の徹底。
- （※）電気・ガス事業者等又は当該事業者の会社法上の子会社、親会社若しくは当該親会社の子会社。